

平成26年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成27年3月11日（水）午後6時00分～7時40分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向田 直範 会長
矢吹 徹雄 副会長
村上 岑子 委員
斯波 悦久 委員

[諮問課] 教育委員会生涯学習部長 百井 宏己
同部学校給食センター長 成田 和幸
同センター給食担当 主査 近藤 和磨
同センター給食担当 主任 新井田 栄治

[事務局] 総務部長 佐々木 隆哉
同部情報政策課長 椿原 功
同課文書・統計担当 主査 工藤 隆之
同課文書・統計担当 主任 作田 洋二

傍聴者 なし

議 題

【諮問】

- 1 学校給食費収納管理システムのオンライン結合について（学校給食センター）

○第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】開会の時間となりましたので、ただいまより平成26年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会を開催いたします。本日の審査会には植松委員より欠席通知が届いております。

でははじめに向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさんこんばんは。平成26年度第3回ということでございます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。速やかに議事を進行したいと思いますのでよろしくお願い致します。それでは事務局から本日の予定についてご説明をお願いします。

【椿原課長】はい、本日の案件は前回の審査会において継続審議となりました学校給食費収納管理システムのオンライン結合についての一件です。

この案件につきましては所管課より前回各委員よりいただきました意見に

より、再検討した結果、当初の諮問を取り下げオンライン結合の目的、対象者及び情報の内容について改めて諮問を提出したいと申し出があったところでございます。

この申し出が認められましたら、学校給食費収納管理システムのオンライン結合につきましてご審議をいただきたいと考えております。

【向田会長】わかりました。ただいま事務局のほうから説明がありましたが、前回からの継続審議となっておりました学校給食費収納管理システムのオンライン結合につきまして、説明のとおり当初の諮問を取り下げて、改めて諮問したいということでもありますので、それに何か意見がなければそのとおりしたいと思いますよろしくお願いします。

【委員全員】はい結構です。

【向田会長】それでは諮問を受けたいと思います。

○佐々木部長より向田会長に諮問書1通を渡す。

【向田会長】それでは審議に入る前に事務局から本日の配布資料について説明をお願いします。

【椿原課長】それでは本日配布しました資料について確認をいたします。

会議次第のほかには、右上に書類番号を振ってございます。書類番号2-0は本日改めて提出した諮問書の写しとなっております。書類番号2-1から2-4までは前回の審査会で配布した資料となっております。書類番号2-5から2-10までは今回追加配布した資料となっております。以上、欠けている資料はありませんか。

【向田会長】書類番号2-1から2-4は前回配ったものですか。

【椿原課長】書類番号2-1から2-4は前回の審査会で配布した資料です。

大丈夫でしょうか。それでは諮問について、所管は環境市民部市民課なのですが、説明はオンライン結合の申請者である教育委員会生涯学習部学校給食センターよりいたします。

【向田会長】それでは説明をお願いいたします。

【近藤主査】はい、教育委員会生涯学習部、学校給食センターの近藤です。宜しくお願いします。

私から、前回ご審議いただいた際の御質問に対する回答を中心に、お配りした資料に沿って説明をさせていただきます。

始めに、書類番号2-5「個人情報照会」、2-6「世帯構成照会」をご覧ください。

前回の審査会のあと、住民基本台帳のオンラインについて再度確認をしたところ、業務によって本籍表示の有無を設定できることが判明しました。従

いまして、学校給食費関係の業務では、本籍を表示しない状態で住基と結合が可能となります。また、滞納整理事務において本籍地照会が必要になった場合には、従来どおり公用請求を継続することとします。資料2-5の中ほど、現住所の下に「本籍」の欄がございますが、「本籍表示なし」の場合、横棒のみの表示となります。2-6の世帯構成照会画面でも同様に、横棒で表示されます。

次に、書類番号2-7「給食費の負担義務者に関する法令」をご覧ください。学校給食費の負担義務者につきましては、資料に根拠法令である学校給食法及び学校教育法の関係条文を抜粋し、掲載してございます。ここにありますとおり、児童生徒の保護者が学校給食費の負担義務者となっております。

次に、書類番号2-8「給食費収納管理システムにおいて使用する個人情報内容」をご覧ください。住民基本台帳とオンライン結合により接続される情報を、資料のとおり整理しました。一番左の列が「対象者」です。

上から順に、まず、『保護者』の必要情報内容ですが、保護者を特定するには氏名・住所・性別・生年月日・続柄・世帯員が必要であるため、○としております。住所と氏名の他に性別・生年月日・続柄・世帯員の必要理由は、同姓同名の場合、氏・世帯が変更になった場合等に、個人の、人違いを防いで対象者を特定し、児童生徒の保護者として正しく把握するためでございます。「本籍」については、先ほどご説明しました通り「本籍なし」でオンライン結合が可能であることから、×にしてあります。「国籍」については、給食業務では使用しませんので、×としております。保護者を特定した後、次に必要となるのは、当該保護者のもとにいる世帯員の中から、対象となる児童生徒を特定させることです。

『児童・生徒』の必要情報内容は、氏名・住所・性別・生年月日・続柄・世帯員が必要であるため、○としております。この場合の続柄は、保護者からみた続柄でございます。性別・生年月日の必要理由は、兄弟姉妹がいる場合、同姓同名、在学生から卒業生になった場合でも、人違いをして小学校・中学校の単価が混じり合うことの無いように、対象者を正しく把握するためです。続柄・世帯員の必要理由は、兄弟姉妹がいる場合、同姓同名の場合、また氏・世帯が変更になった場合等に個人を特定するためです。

「本籍」及び「国籍」につきましては、先ほどの『保護者』の本籍・国籍と同様でございます。

『教職員』及び『給食センター関係職員』の必要情報ですが、ともに本人のみが対象で、氏名・住所に○としております。

前回の審査会で、小学生・中学生とその保護者以外の世帯員も画面上に表示される旨のご指摘がございましたが、必要対象者以外の世帯員が表示されるのは、住基システムの構成上の理由でございまして、「本籍表示なし」以外

の選択、例えば、対象者以外の世帯員を表示しないといったことは、システム上できないことを確認しております。世帯構成員で必要対象者以外も表示されることにはなりますが、実際の業務では、世帯構成員の中から、必要な対象者を特定するための閲覧だけであり、その他のことに使用することはありません。人違いを防いで、保護者と児童・生徒を正しく結びつけ、学校給食費の適正な賦課業務を行い、滞納者への負担の公平性を保つために、対象者を正しく把握することが必要であり、そのためにはオンラインでの事務が必要と考えております。

また、学校給食費収納管理システムを取り扱う際の情報セキュリティ対策として、書類番号2-10の「石狩市学校給食費収納管理システム情報セキュリティマニュアル」に基づき、情報の取り扱いについては厳重に管理して参ります。

次に、書類番号2-9「給食費の債権管理フロー」をご覧ください。

『学校給食申込書・口座振替依頼書』でございますが、保護者が記入・押印をして、学校に提出します。新年度に学校へ提出する書類は他にも多数ありますことから、その中の一部として、保護者から学校に提出していただきます。学校はとりまとめだけを行います。その後、給食センターに届き、学校給食収納管理システムに入力するという事務の流れになっております。この『学校給食申込書・口座振替依頼書』については、オンライン結合の御承認をいただいた場合についても、同様の手続きとなります。また、『児童生徒名簿』でございますが、現行では、各学校から学校・学年・組・氏名・住所・性別・保護者の7項目をクラスごとにまとめていただいております。学校から給食センターに届いたのち、学校給食収納管理システムに入力を行っております。

今回、諮問させていただいております、「システムのオンライン結合」の御承認をいただいた場合、『名簿』の役割を『住基情報』から得るという事になりますが、その場合においても、各学校から、学校・学年・組・氏名の情報提供を、引き続きお願いすることとしております。「今後の対応」といたしましては、書類番号2-10の「石狩市学校給食費収納管理システム情報セキュリティマニュアル」を本年4月1日に制定し、このマニュアルに基づき、システム運用、特に、情報の取り扱い、パスワード、ログ管理などを適正に管理いたします。

なお、マニュアル第5に記載の「行政情報」とは、「給食費徴収関係書」を示しており、保存期間は5年間となっております。また、石狩市情報セキュリティ対策基準、石狩市個人情報保護条例及び施行規則に基づき、事務を適切に行います。

以上を徹底管理及び厳守し、適切に事務を行いたいと思っております。

説明は以上となります。ご審議の程、宜しく願いいたします。

【向田会長】はい、ありがとうございます。それではただいまの説明を踏まえて自由にご議論をお願いします。

【矢吹副会長】やっぱり全く関係のない世帯員の情報を得られるというのが最大の問題点だと思います。システムの不可能であれば、結局はやめてしまうほかないだろうと思います。関係のない人の情報がどうして、オンライン結合で得られるシステムにしなければならないのかという点です。

【斯波委員】あの書類番号の2－9で現行システムとオンライン結合後の流れが書いてありますけど、結局どこが違うかというところと現行システムでいくと児童生徒の名簿が1から7番までありますけれど、要するに抜けているのが5, 6, 7の部分がオンライン結合をしたら、記載はなしということになるのですか。この学校給食申込書の中では5から7は記載させなくてもよいと読み取ればよいのでしょうか。

【近藤主査】申込書といいますか、学校からいただく名簿につきまして、この4項目以外は必要ないということでございます。

【斯波委員】この名簿というのは学校給食申込書と1から7というのは同じなのですか。給食の申込書には1から7がかかっているのですか。それとも、前回の話では学校で先生が付け加えてくれるという話を記憶していたのですが。これはオンライン結合後であれば、住民基本台帳の情報から確認するからいいということになっていきますけど、実態はどうなっているのですか。

【近藤主査】給食申込書は入学するときに一度もらいます。名簿につきましては毎年もらいます。

【斯波委員】これは毎年なのですね。

【近藤主査】組とか変わりますので。名簿は毎年もらっております。

【斯波委員】なるほど。学校給食申込書は小学校に入ったときに一度だけもらうということですね。

【近藤主査】そうです。

【斯波委員】中学校のときもそうですか。

【近藤主査】いえ、小学校に入るときだけです。

【斯波委員】つまり、滞納が発生したときに後日徴収をかける時に5と7が一番重要なことになるかなと思うのですが、結局これが学校のほうから書き出されてくる場合に誤りとかがあるせいで適切な支払い義務者のところへ行きつかないうということから、住民基本台帳とオンライン結合するという話になるのでしょうか。

【近藤主査】はい、そうです。

【斯波委員】いま協議する話ではないかもしれませんが、小学校一年生のときに貰った申込書が毎年ずっと同じというのはありえないのでは。同じ人もたくさんい

ますけど、変わる人はどんどん変わるのではありませんか。この辺がうまく連動されていないなという気がします。

【村上委員】結論から言えば、いま斯波委員もおっしゃった部分は住民基本台帳の情報が入っていれば、真新しい情報が常に得られるということですよ。それを狙ってオンライン結合をするということですよ。

それで以前いただいた資料よりは、この資料は債権管理フローとか分かりやすくなっていてよいのですが、給食センターのシステムで児童、保護者の口座情報が給食センターとして確実に押さえられるという項目ですか、確実に間違いなく常に押さえられる項目ということであがっているのでしょうか。

【成田センター長】はい、そうです。

【向田会長】名簿等では続柄、世帯員かな。これはないですね。

【村上委員】いや、学校のこのフローの中のこの工程で言えば、無いような気がするんですけど。最終的には住民基本台帳と接続することによって押さえられると考えてらっしゃるのかなと思って聞いたんですけど。

保護者の本籍とかは出てこないにしても、この部分は全部分かる形にはなっているのだろうなと思います。絶対見逃さないという部分がここに出ているのかなと思うのです。それを狙っての結合ということなのだろうとは思いますが。

小学校に入ったときからの後の変化とかを思うと確かに確実に情報は手に入るだろうなというふうに私は思いますけども、根本的に言うと前回審議したように収納率向上のためにどのように使うのかということ言えば、数的には903件が、平成25年のところで言うと収納率が90.79%ということで10%ほど取れていませんよということですよ。

私なんかの素人が考えるとしたら住民基本台帳の部分をどういじるかという部分で本籍・国籍は除いたとしても、この数だけ何とか調べるということができないのかということ。今日の審議には合わないのかもしれないけど前回からずっとここで言われたことだけど、それがなんか残るのですね、私の気持ちの中では。

そして給食センターのシステム自体はよいものだと思います、給食費を回収するということ。確実にいろんなものが入ってくるようになるのですが、実際に利用する個人情報の数と全部見えてしまう数との差がすごくあるという気がするのですけれども。

ここのところが個人情報の保護というようなものから言えば、本当にしなければいけないことなのかということを私は感じます。認めるか認めないかの審議だけとはちょっと違うのですけれども。

【矢吹副会長】恐らくそれが大きい問題なのではないでしょうか。

【村上委員】 うーん。

【矢吹副会長】 ひとつはオンライン結合すれば全情報が見られるわけですね。

【村上委員】 はい。

【矢吹副会長】 ですから生徒の親以外のものも見られるということになる。ほかの住民のものも見られるということになる。これがどうなのだろうかということのひとつあります。それともうひとつ、前回給食費の関係は民民の関係であると申し上げましたが、民民の関係では到底ここまではできませんよね。民とはいっても行政庁なのだからやりますで、本当によいのだろうか。

債権回収にだってここまでの情報を使うにはいろんな障壁があります。その意味で滞納者に対して、こういった照会をするのは何の問題もないとは思いますが、まったく問題がないか問題は残りますけど、滞納もしていない人についてこれだけの情報を把握できるようにしておくということがそもそも必要なのだろうか。個人情報の観点から言えば問題があるのではなかろうか。

先ほど言ったように全く関係のない2歳児がいたりあるいは20歳過ぎの世帯員がいた場合に、なぜその人の情報まで閲覧できるようになるのかという疑問が解けないということになります。

【村上委員】 ひとつ確認したいのですが、このセキュリティマニュアルは今年の4月からで、いままでなかったわけですね。前はこういうマニュアルもない中でオンライン結合しようとしたという、そこらあたりの考え方がものすごく問題かなと思うわけです。マニュアルができたからというのは携わる方の信頼とか原則にはなるわけで、常にその上に成り立っているとは思いますが。

【矢吹副会長】 児童生徒名簿の誤記とかそういうことを問題にしていたのですが、これが手書きでなくなるのですよね。前回の諮問から言うと全部オンラインになって、端的に言うと子供の情報というのは石狩市の小学校に入ったときから全部つながる情報がきちんと出るようになると学校から提供される情報の精度が非常に高くなるわけです。ですのであえてオンライン結合する必要があるのでしょうか。

【向田会長】 学校から提供される情報がオンラインで繋がってればということですか。

【矢吹副会長】 学校から提供される情報っていうのは前回の審議の別の案件で出た学校の記録やなんかを全部コンピューターで処理して、手書きで写すという処理がなくなるわけですね。たぶんこの名簿やなんかを手書きで写すというときに間違いがあるのではないかというお話が前回あったのですけれども、それがなくなるわけですね。そうすると非常に精度の高いものが得られるということになる。そうするといまの滞納率から考えてもオンライン結合まで必要なのだろうか。

【向田会長】 児童生徒の情報のオンライン化と言うものですね。それが前提になってい

れば、それを使えばよいのではないかという意見なのですが、その辺のシステムのことはどうなのでしょう。

【椿原課長】今は給食センターのベースとなる情報というのは学校教育課の学齢簿という就学対象者の台帳があるのですが、それからコンバートして学校給食のシステムのほうに持ってきます。そうすると児童生徒の情報が学校給食のシステムの基になるので、その児童生徒の情報が学校給食システムに入って、それを中心として業務が処理されるという仕組みになっています。生徒がいて、親が誰だと特定してその人がお金を支払わなきゃいけないという管理のしかたなのです。

【向田会長】それはこのシステムが導入されるとそうなるってことですか。いまがそうだって言うことですか。

【椿原課長】学校給食システムそのものはそういうシステムです。もうなっています。

【向田会長】なっているのですね。

【椿原課長】それは同じ教育委員会の中の情報を使っているんで、実施機関内での情報のやり取りなので問題はありませんが、それを使って宛名管理も対象者管理も基本的にはやるという仕組みになっています。

例えば学校側で児童生徒の情報とか親の情報の異動が発生したときは学校から学校教育課のほうに情報が流れて、その情報を学校教育課の端末で入力して確認し、それが自動的に給食システムのほうに反映されるようになっているのですけれども、イレギュラー的に学校教育課を経由しないで直接給食センターに情報が来るパターンもあるということは聞いております。

【矢吹副会長】基本のパターンをきちんと守っていれば、子供の異動は全部分かるわけですね。

【椿原課長】基本的にはそういうふうになっています。仕組み的には。

【向田会長】そうすると住民基本台帳の情報をこのシステムに乗っけなければならない、不都合が生じる場合とはどういったことがあるのですか。いまの話だと住民基本台帳の情報なしでもできそうな感じがしますが。

【椿原課長】基本はそれでいいのですよね。

【成田センター長】まず、学齢簿システムの稼働はまだ先と聞いております。

【椿原課長】学齢簿システムというのは。

【成田センター長】平成 27 年度に始めるのはごく一部の学校が対象のはずで、全校ではないと聞いているのですが。

【向田会長】試験運用は終わって全校を対象とする話でなかったですか。

【椿原課長】HARP（ハープ）※とは関係ないですよ。教育委員会で運用している、学校教育課でやっている児童・生徒の管理用の台帳というのがあるのですが、その情報と学校給食の管理システムはシステム的に連携するようになっています。

【向田会長】それじゃうまくないから、このシステムをやりたいってわけですね。どういった点で必要かよく分からない。

【椿原課長】イレギュラーが発生するときですか。それはイレギュラーのパターンは給食センターで分かりますよね。学校教育課経由でないときもあると私は聞いているのですけれども。

【成田センター長】住所が変わったということが、学校に通学するには関係ない場合があります。そういう場合は往々にして学校に届けたりしないこともあるわけです。例えば実際に住んでいるのと通学とは一致しないというか、転校させないためにとか。だから完全に住民基本台帳の記録と学齢簿が一致しているわけではありません。そういうことで学齢簿のほうが若干情報が遅いということがあると聞いています。

【向田会長】でも学齢簿によって児童生徒と保護者とが確定できるのですよね。同一学区内であれば、住所が変わったとしても。

【矢吹副会長】もっと言えば住所が変わったって、基本は郵便で催促することはないのですよね。住所変わっても払われていれば、自動引き落としで引き落とされるわけですね。まずそこをきちんとしないと。学校給食は毎回手紙を出して、請求書を出して払ってもらっているのですか、それとも自動引き落としなのですか。

【新井田主任】自動引き落としです。

【矢吹副会長】だったら住所が変わろうと関係ないのですよね、その人が払っている限りは。

【成田センター長】そうです。

【矢吹副会長】そうですね。銀行口座を変えない限り問題は起きないのですよね。今言ったようなことで支払わなかった人がいます。支払わなかった人のうち、仮に請求書を出して届かない人がいます。そのうちさらに住民票上の住所を変更して届かない人に住民票上の住所がそのまま届かない人が居ると思います。

住民票の住所を変更している人について、その段階で公用請求で住民票を取るということで本当に事務ができないほどの不都合があるのですか。それほどの滞納があるのですか。その何人かの滞納者のために滞納もしない人たちの情報まで取得できるようにする必要があるのですかということです。

【成田センター長】まず学校卒業後は学齢簿システムはそのままデータの更新は止まってしまうので、滞納者の追跡のためには卒業後も住所は把握しておきたい。

【矢吹副会長】そうすると滞納者、滞納者といっているが、まず滞納者の数が問題なのですね。それと学校を卒業する段階で公用請求で住民票を取ることで対応できないのですかということなのです。みんなの情報を見られるシステムで

なきゃどうしても仕事はできないのですかということです。

【向田会長】徴収は何人くらいでやっているのですか。

【成田センター長】一人です。

【向田会長】一人でやっているのですね。そういう問題もあるのですね。

【村上委員】ということはこのセキュリティマニュアルでいう管理責任者というのは一人ということですか。

【成田センター長】いえセンター長です。

【向田会長】実際の運用者でなくて、管理職ということですね。

【村上委員】はい、分かりました。

【成田センター長】このマニュアルを4月1日施行で作ろうと考えたのは、それまでは石狩市情報セキュリティ対策基準ですとか石狩市個人情報保護条例を職員として遵守しておりますので、それで十分かと思ったのですがさらに万全を期すためにこの学校給食管理システムのためにこのマニュアルを作ろうと考えたところであります。

【矢吹副会長】ただ申し訳ないのだけど、多くの場合マニュアルやセキュリティとかいろんな規則があっても情報漏れというのは起きているわけですよね。どこでも情報漏れというのはある、言い訳としては皆さん同じことを言うんでね。だからそれは当然起きるものとして、不要な情報は見られないようにするというのが一番良いわけで、そうするとこのオンライン結合がどうしても必要なのかつてところなのです。

【村上委員】マニュアルにこだわって言えば、基準があつてなおかつこれを作ったということで言えば、どこをメインにしてこれを作ったかということになるのですか。この第1から9まであるわけですが、何か特化したというかさらに厳重にしたという項目はあるのですか。

【成田センター長】特に重点というのはないのですが、明らかにこの業務に対するセキュリティの保持を改めて明示したところです。

【村上委員】なんら新しいことはないのですか。

【成田センター長】そうですね、これまでの個人情報保護ですとかセキュリティ対策で基本的に語られていることでございます。

【村上委員】では無くてもよいということですか。こういう業務に携わるものとしては当然そういうものに縛られるのだからということですよね。

【成田センター長】さきほどの近藤からの説明の中でどうしても必要でない情報でもシステムの構成上、出てしまうということがあるものですから、われわれは必要なものだけしか取り扱わないということでセキュリティマニュアルを改めて作って責任を明確にしたところです。

【佐々木部長】このマニュアルで言うと最後のログ管理の話と言うのは、一般の庁内のセキュリティマニュアルではここまでは言及していませんので、これはこう

いうシステムを限定しているがゆえに取れる対応というふうに考えていただいて結構だと思います。

【村上委員】第9のログ管理についてのところですね。ただ、最後の給食センターとして押さえているシステムで住民基本台帳の内容が全部分かるという、このところが私たちとしては結合ということでもいいのかどうか、そのところがすごく気になります。これは本人にメリットがあるのかなと、すごく感じるのですが。

【成田センター長】まずメリットは正確な情報を迅速に得られるということです。いままで学校の教職員の皆さんに4月の年度当初の大変忙しい時期に負担を強いていたものですから、その辺の負担の軽減と情報の正確さといったところでは。

【村上委員】センターの職員の方ということですね。

【成田センター長】各学校の先生たちのことです。

【向田会長】教員のことです。

【村上委員】先生方のことですか。

【矢吹副会長】4月の年度当初というのは先生方もやらなければいけない情報なのではないですか。逆に先生方のほうは少なくとも子供の住所を把握して、子供の性別は見ているから分かるし、学年もそこにいるから分かるけれども、保護者が誰か、子供の住所はどこかというのは100%把握しなければならない業務だし、把握するので、それをさらに手間かけてもらっているわけではないと思うのですけどね。

【成田センター長】いえ、各学校の事務の方に取りまとめていただいて、給食センターにその情報を提供していただいております。

【矢吹副会長】それをコンピューター化するのですよね。そちらのほうの取りまとめ業務が楽になるのではないのですか。

【成田センター長】それは、HARP（ハープ）※が全校に行き渡るのはまだ時間がかかると承知しておりますが。

【椿原課長】HARP（ハープ）※の話とはちょっと違うのですよね。

【矢吹副会長】HARP（ハープ）※の対象となる情報の中にはいっているわけですよね。

【椿原課長】HARP（ハープ）※の情報と今回学校給食に渡す情報というのはシステム的にはリンクしないのです。

【矢吹副会長】まず学年とか子供の名前とかは当然HARP（ハープ）※の情報に入っているわけですよね。

【椿原課長】入っていますね。

【矢吹副会長】親の氏名だって入っていますよね。

【椿原課長】入っています。

- 【矢吹副会長】指導要録から全部入るのではないですか。
- 【椿原課長】結構な情報が入ることになります。そちらの情報とはまた別になっていきます。HARP（ハーブ）※のシステムとは別のシステムになっています。
- 【矢吹副会長】ただその情報、こども全員の氏名とか親の名前を出してプリントアウトすることは可能になるのではないのですか。
- 【椿原課長】それはできるとは思います。
- 【矢吹副会長】とすれば給食センターに出す名簿づくりというのはそんなに負担にならなくなるのではないですか。
- 【椿原課長】ただそのシステム自体はまだ3校でしか運用を開始しないのですよね。
- 【百井部長】新年度においても3分の1で、全校に広がるまではまだ3年から5年と財政的な折り合いがついてない状況です。
- 【椿原課長】そうなのですよ。
- 【百井部長】見通しは立っていないですね。
- 【矢吹副会長】ま、それは順次そういう形に置き換えていけるから、ということによろしいのではないのですか。あえてここをオンライン結合しなくても。
- 【村上委員】時間の問題でかなり怪しいですね、このオンライン結合という部分。
- 【矢吹副会長】はい、そうですね。
- 【村上委員】それこそマイナンバー制ではないですけど、いろんなところでこれはどう変化していくのかというところはあるのですが、現時点でどのくらいのメリットがあるのかというところですよ。学校の先生方からこういう声が上がってきたのじゃなくて、給食センターのほうからこういうオンライン化ということが上がってきたわけですよ。先生方が強く要望したわけではないですよ。だからセンターの職員の方たちとしては事務効率化という点でもものすごい違いがあるわけですか。
- 【向田会長】だからそのへんがなかなか実感できないのですよね。
- 【村上委員】実感できないという部分、やったらやったで都合よいことは確かかなと思うのですけど。
- 【向田会長】賦課、滞納、こういう仕事すべて一人でやっているのですか。
- 【新井田主任】いえ、分担している部分はございます。
- 【村上委員】前は二人とおっしゃいましたけど。はっきり言って結合するということのを全保護者というか学校関係者にこういうことをしますって明示してですね、このフロー図を見て個人情報の部分をどう考えるかという親もそう多くはないかもしれませんが、こういうのを出してですね、もっと大事なことで学校給食の法としてのこういう部分、親にも渡っているのですよね、給食費の負担義務者に関する法令というのは。
- 【矢吹副会長】たぶん、渡ってないです。
- 【村上委員】これは徹底するのがまさに大事だし、いま本当に困っていますという言う

ような意味でオンラインの結合をやります、認めてくださいという形にすれば私はいいのかなとすごく思うのですね。

【矢吹副会長】ただそれでも他の人の情報も入っていますから、いちいち全員の同意を得ろという話になるのですよね。

【村上委員】そうした場合はどうしたらよいのでしょうか。

【矢吹副会長】情報をオンライン結合しようとするれば、子供と保護者、親権者だけではなくて、他の親権者になっていない世帯員についても同意を得なければ。他人が処分できることではないですから。

【村上委員】でも一番の問題は知らないうちにそういう形で結合されて、情報が知らないうちに、そこが一番の問題だと私は思うので。

【向田会長】だからわれわれ審査会があるのでね。

【村上委員】ですよね。だから市民というか保護者というか、そういう中ではそういうことを十分分かったうえで、これをやる分にはいいのかなと。なんか他にいい方法ないのかと、そういうふうには思うのですけど。

【矢吹副会長】さっきの数から言うと滞納が発生して、書面が戻ってきたところで公用で住民票をもらってまかないきれの問題だと思います。住民票を貰うときにもう5年も経っていますということはまず起きないと思いますから、直ちに着手すれば十分まかなえる問題だと思います。

【向田会長】給食費を口座引き落としにしていない人っているのですか。

【新井田主任】基本的にいません。

【向田会長】全員、口座ですか。

【新井田主任】基本的に全員です。

【向田会長】そうすると、問題は口座から引き落とせなくなったということで発生するわけですね。

【新井田主任】はい。

【向田会長】そういう引き落としができなくなった人たちは2、3ヵ月後に請求するわけですか。即やるのですか。

【新井田主任】督促状は翌月の再振り替えで収納の確認が取れない方に対して督促状を送付することにしております。

【向田会長】それに対して、相手方が全く無回答というのは割合としては多いのですか。督促送りますよね、督促状を送って払える人はどのくらいで、全く払わない人はどのくらいいるのですか。だいたい、大雑把なところで。

【新井田主任】その累積が先日の収納率の形になっているのですけども、1年間の形になりますけども、何百万単位で増えているというのが実情でございます。今回は前回も加味はしていましたが、明確に給食費を正しく算定させていただく上でも全市民の中からイレギュラー的な場合、同姓同名、氏の変更、兄弟姉妹がいる場合等で確実に親と子を結びつけるための確認作業のためにと

いうことで大雑把な言い方ですけども、そのために使用目的を定めておりますので、それ以外に閲覧するという業務目的は一切ないということを持ってマニュアルでもログ管理を徹底させていただき、事務に取り組もうというところでございます。

【矢吹副会長】そこまで限定すると本当にオンラインが必要なのか。その段階で公用請求で十分間に合うであろうということになると思うのですよ。

【新井田主任】委員がおっしゃっているのは大変せん越ですけども、滞納面に限っては本籍地がないオンライン結合を求め、公用請求を続けさせていただくということでご説明申し上げたところでございます。重ねてご説明して恐縮なのですが。

【矢吹副会長】だから滞納面で公用請求でいくのであれば、滞納していない人についてこのオンライン結合で情報を得ようということになるでしょ。どうもそこがはっきりしないので、学校から来る名簿では駄目なのだからといって、オンライン結合すれば見られるわけでしょ。滞納していない人の分についても全部オンライン結合した情報でやるということですよ。

【新井田主任】実態としては委員が言われているとおりであるとするすると全員の分を見るということになりますけども、実務上はイレギュラー的な場合に限ると、先ほどから再三申し上げております。

【矢吹副会長】イレギュラーというのはどこででてくるの。そのイレギュラーが、そうすると。

【新井田主任】同姓同名の場合ですとか、氏が変わられた場合ですとかです。

【矢吹副会長】だから氏が変わられた、同姓同名はどこでどう把握するの、そうすると。誰かから情報が来るわけですよ、それともズーと見て同姓同名、同姓同名は一回見ればいいけど、氏の変更は、今日は氏の変更はないかしら、明日は氏の変更ないかしらって話になりますよね、極端な言い方をすれば。全然説明していることと違うのですよ。例えば学校から来た名簿に同姓同名がいます、これを区別するにはどうしたらいいですかという議論をしているわけではないですよ。もしそういうのがあれば、本当にイレギュラーな話でね、それをオンライン結合で調べなければいけない話ではないわけですよ。だから、氏が変わりました、氏が変わったことを給食センターの人がどうやって知るのですか。学校から何とかさんの氏が変わりましたよと報告すれば情報は得られるわけです。それでいいわけです。だから言っていることとオンライン結合とが全然結びつかないということになるのです。

【成田センター長】われわれは当然事務の効率化を目指して仕事を日々改善しようとしておりますので、やっぱり正確なデータを迅速に利活用するというのを考えて、このたびやっとオンライン結合できるという運びになったものですから、オンライン結合で、住民記録で正確なデータを得ようとしているところ

です。

【矢吹副会長】だからそれに関しては個人情報の保護という観点から、事務の効率化だけ追いかけて不必要にあっちこっちでデータを使えるようにしてはいけないというルールがあるわけです。

【成田センター長】そのために当然、市の職員として当然の個人情報の保護、それからセキュリティマニュアルに沿って遵守するという、市職員として大前提ですからその点は。

【矢吹副会長】だからそれはどこの企業でもみんな言っています。個人情報が漏洩したとたんに社長その他が謝りに記者会見をしてみんな同じことを言っています。それでも時たま悪いのがいて、こうやったのですというような話になるのです。

【成田センター長】それで今回もこの収納システムのためのセキュリティを保持するため、一般市長部局のいろんなところでオンラインを扱っている職場からこういったセキュリティマニュアルを参考に見ようと思ったのですが、なかったものですから、私どもで給食業務について初めて別にマニュアルを作ることとしました。

【矢吹副会長】マニュアルの審査しているわけではないから、今言った危険があるにもかかわらず、オンライン結合をして事務の効率化をする必要性がどこまであるのかという問題なのです。要するに滞納が起きてから、従前のように滞納者の分を公用請求で取ることではよろしいではないか。そのほうが個人情報の保護という観点からよいのではないかということなのです。必然的に特に現在考えているシステムでは学校給食に関わらない世帯員全員の情報が見られる。いろいろ言っただけで見られることは間違いないのです。まさに学校給食に関わらない人の、第三者の情報まで知らないうちに見られているということが個人情報の観点からよいのか。

【成田センター長】その観点から言いますと一般市長部局のいろんな窓口業務も同じことですよね。それらについてはどのようにすればよいのでしょうか。

【矢吹副会長】それは例えば住民票請求のときに全部見られるとか、それは住民票を交付するという請求の事務上しょうがないことですよねということですよね。

【成田センター長】わたくしども必要な世帯しか閲覧しないのですけども。

【矢吹副会長】いやそうではなくて、この情報システムに結合しなければ義務がまったくできないか、徴収不能かと言ったら私はそういうことはないと思っています。それなのに、片方でそれがあるのにまさに個人情報について知らないうちに開示されているというところを問題にしているのです。

【成田センター長】実際今年度までオンラインはしてなかったですから、その中で業務を取り扱ってきました。ところが今回やっと住民記録と連動できるシステムに事務改善したものですから、これを機にオンライン結合させていただいて

より正確なデータを迅速に。

【矢吹副会長】要するにもっと言えばオンラインして、どれだけ滞納率が減るかという問題もあるのです。行って身ぐるみ剥がしてくるなんてことはできませんから、相手に財産が無ければ終わりですね。取れませんね。相手が破産免責を得ていれば取れませんね。そういうことを考えていったときに追っかけてどれだけ回収率が実際上がるか。お金を持っていて払わない人が分かるのか。かつこれでお金を持っているかが分かるのかというところまで含めて、このオンライン結合で得られるメリットとさっき言った滞納の無い人、それから関係のない世帯員全員の情報が知らない人に見られるという個人情報との観点からのマイナスと、それ比較考量してどうなのですかということです。

【成田センター長】今回の諮問に書いてありますとおり、滞納処分業務のほかにもう一方で適正な賦課業務をするという、最初のデータ整備ですよ。そのときにも必要なのです。その利用業務のためにこの住民記録データが。

【矢吹副会長】はい、では今は不正確な賦課業務をやっているのですか。

【成田センター長】これまでのところ人力でより正しいデータにするようにやってきておりますけども、そこに事務効率化の観点からこのたびオンライン結合したいと。

【矢吹副会長】だからおっしゃっているのは事務効率化だけなのですよ。ここは個人情報の保護を問題にしていますから、個人情報の保護との関係から言っているわけで、今言っている事務効率化だけでそれが個人情報保護に優先するとは思えませんね。

【成田センター長】その個人情報保護のために私どもは市職員として条例を遵守する。

【矢吹副会長】それはいくら作ったってだめなのだ、人間は過ちを犯すのだという前提に立たなければだめなのです、そこは。だから不必要なものは見ない、あるいは残さないという格好にしないとならないのだということです。

【村上委員】別なところからちょっと考えますといまの滞納の金額というのは以前教育委員でも問題になったときに、滞納者に接触してお金を入れてもらうわけですよ。そういうふうには受け止めてはいるのですが、今はそういう状況というのはなくなって、そういうものでは全然対応できないというものなのか。

それと全く審査と関係ない話になって申し訳ないのですが、人を増やしてですね、対策を取るとここまですなくても何とかできるのではないかと。そういう人件費もかけられないからという事務効率の部分で提案されているわけですが、やはり個人情報のことからいうとちょっとねと言う部分はあります。いろいろ話されているので、そのところの兼ね合いというのはどういうふうになっているのかなど。給食費の滞納が危機的なものと言うふうになっているのだろうかとその辺もちょっと聞かせていただきたい

とは思いますが。

【成田センター長】滞納整理業務は従前とおりの日々たゆまぬ努力を限られた職員の中でやっております。できることは極力やっております。

【矢吹副会長】だから取れない 173 件というのは平成 24 年度に出ていますよね、173 件がどういう理由で取れないかというのを明らかにしないと結局オンライン結合の問題ではないだろうという話になるのですよ。

【村上委員】そうですね。

【矢吹副会長】財産がないから取れない、どうひっくり返ったって取れない人からは取れないよという状態なのか、少なくとも手紙一本じゃ払わない人に対して。何回訪問しているのですか。その結果こうでしたというところをはっきりしないとオンライン結合してもあんまり徴収事務が進むとは思えない。

【斯波委員】例えばこの 173 件について、その 2 ヶ月後に督促状出して手紙が届かない割合とか、実際には住所のところに居るけどなしのつぶてで何も応答がないだとか。そういう分析はなにかされているのですか。

【新井田主任】はい。

【斯波委員】どんな感じなのですか。173 件例えば。

【新井田主任】ほぼなしのつぶての形のものが多いです。こちらでは文書を出して訪問等しているのですけれども、滞納整理がなかなか進んでいないというのが結果的な面から見ると実情です。

【斯波委員】連絡不能というのは返戻されてきているということなのですか、返戻じゃなくて何も応答がないと、つまり届いていると。

【新井田主任】両方ございます。

【斯波委員】返戻だったら分かりますよね。何件くらい来ているか。

【新井田主任】前回も言いましたとおり、年間一割くらいが。

【斯波委員】いやいや、173 件のうち督促状出して、戻ってくるのは何件くらいあるのですか。

【新井田主任】督促状は毎月 200 通くらい出しているのですけれども、多い月ですと 10 件近くなるのですが、少ない月ですと数件になります。

【斯波委員】ということはちゃんと届いているのですね。

【新井田主任】文書的には。

【矢吹副会長】届いても払わないということです。

【新井田主任】徴収面の督促状に限っての現年度の話でございます。

【矢吹副会長】であれば届いても払わないということですね。

【斯波委員】それは現住所だとか、保護者だとか、そういうのはちゃんと分かった段階で、要はお金がないとかあるいは預金に残高がないとかあるいは全然払う気がないとか。ということでそうするとこのオンラインをしようとする意味があんまり。まあ過去の分はちょっと動くかもしれませんが。現年度だけを

考えるとそれほど住民基本台帳を結合する意味があまりないのではないかなという感じを受けるのですけども。どうなのでしょう。

【新井田主任】今言われたところは、冒頭で近藤主査から説明しているところと重なって恐縮なのですが、他の世帯構成員を閲覧するというのは、対象者の中から正しく親子関係を結びつけて給食算定を正しくするためであり、結果としてそのほかの方が見えてしまう形になりますけれども、目的外として業務に当たるつもりで、そのためにマニュアルは明文化して、正しい意図を持って業務に当たっているつもりでございます。

【矢吹副会長】あのもうひとつ、子供がたくさんいると給食費が安くなるとかということになるのですか。

【新井田主任】いまおっしゃっているのは就学援助のことでしょうか。

【矢吹副会長】いえそういうことではなくて、就学援助を受けていない前提で子供が2人学校に行っていれば、1人当たりの給食費が安くなるとかそういうことはないのですね。

【新井田主任】ございません。

【斯波委員】その賦課業務を適正にやるという意味がちょっとぴんとこないのですが。

【新井田主任】多くの対象の中から不一致の方々を選び出して正しく結びつけることを目的としていることがひとつでございます。

【斯波委員】賦課業務って言うのは、ある子供さんがこの月食べた回数っていうのか、それをかけて1ヶ月の給食費としてこれだけ請求してくださいよというのがそういうのが賦課業務という意味なのですか。そこらへんの意味があまりぴんとこないのですが。

【新井田主任】給食費算定事務は1年の初めに、学校から年間給食数を上げていただいて、学年によって単価が決まっておりますので、学校からの給食数に単価をかけた形で年間の額を定めさせていただいて、それを5月から3月の11回の形に分けて最終月の3月で、調整月と申しますけれども、そこで端数処理をして口座振り替えをお願いしている流れになっています。

【斯波委員】年1回ですか、口座引き落としは。

【新井田主任】毎月です。5月から3月までの11回です。

【斯波委員】毎月ですよ。賦課業務というのも毎月ですか。

【新井田主任】賦課業務は4月から年度当初額が決まるまでの間に、従来ですと名簿をいただいて、その上で入力をして、口座振替の入力もあわせて同時に事務を行っている形です。

【矢吹副会長】学校ごとに給食費が変わるという事はないの。

【新井田主任】学校・学年ごとに違います。

【矢吹副会長】学年は分かります。例えばどこどこ小学校の3年生と別の小学校の3年生は例えばその学校の児童数が異なるから給食費が変わるという事はある

のですか。

【新井田主任】給食費の算定は繰り返しになりますけども、学校学年ごとで年間給食数を決めていただいて単価を掛けます。

【向田会長】日数が変わると学校によって変わってくるということですね。

【新井田主任】はい。

【向田会長】それから欠席者はどうするのですか。給食を食べなかった場合。

【斯波委員】それは3月で精算するって言うの。

【新井田主任】要領上では2日以上事前に、5日間以上給食を取らないという申し出をしていただければ調整月で調整を取るということで要領で定めさせていただいております。

【矢吹副会長】それって住民基本台帳の情報の問題でなくて、学校からきちんと休みの申し出があるかとかそっちの問題ですよ。

【斯波委員】あんまり賦課業務と直接的な意味合いがないよねという気もしないでもないですけどね。

【向田会長】ですから実際担当しているうえでね、この制度が入ってくるとどういったメリットがあるのですか。具体的に。例えば省力化というのはなんとなく分かる気がするのだけど、その中身がよく分からない。

【新井田主任】再三のご説明で恐縮なのですが、学校より名簿をいただくのですが、条丁目・地番が混合していたり等がございます。センター長も申しましたが4月は年度替りで忙しい時期で、名簿の相違といった面がございましたので、精度を高めるのに1年生は500人程度ですけれども、それを一人ないし二人で他の事務をやりながら入力事務をやっている関係上、非常に事務者としては困窮する場面もございますので、目的に沿った使用をさせていただくということで、審議をお願いしていただいております。

【矢吹副会長】そうか、その格好でいくと、もっと言うと給食の対象にならない人のものも全員の見る格好になりますね。同姓同名とか住所がって言ったら、花川なん条なん丁目とかまでいれたと、その人がいるかどうかとか全部見る格好になるのですね、オンライン結合して。要するに学校に全く関係のない人のものも。

【新井田主任】見る見ないでいいですと見る形にはなります。

【矢吹副会長】見て、これ違うな。子供いないからこれではないだろうとか、そういった作業になりますよね。

【新井田主任】はい。それが正しく親子を結び付けて、正しい給食費算定のためにはその部分は問題があるというご指摘ですけれども、児童生徒と保護者を結び付ける部分を正しく行わないと正しい給食費算定ができないというふうに考えております。

【矢吹副会長】やっぱりちょっと人数との関係でちょっとオーバーだと思いますね。ますます。

【村上委員】給食費を取れない人から取るというのとオンライン化とは全然別のことと
いうことですよ。毎年百何十件ずつ積み重なっているということですか。
過年度合計で727件。これはつまり積み重なってこれだけだし、平成25年
度では全部積み重なって903件ということですね。それこそ繰り返しのな
りますけども、それがオンライン化することによって減ってくるでしょう
ということになるのだけど、その前の年ってどれくらいなのでしょう。毎年
百何十件ずつそれがあがってきたのですかね。

【矢吹副会長】減ってきているのですよね。

【村上委員】減ってきているのですか。

【矢吹副会長】平成23年度202件、平成24年度は単年度で181件、平成25年度は176
件。

【村上委員】だから流れから言えば減ってきているというふうに考えていいのかとい
うことなのですけども。ま、これ努力した結果としてなってきたということな
のですね。

【新井田主任】数字ではそのとおりです。

【矢吹副会長】いままでの説明を見ると誰が給食費を払う義務があるかという人を見る
ために学校から名簿をもらっているけども、それだけでは中には不完全のも
のもある。だからとにかく石狩市民全員の住所を見ながらチェックをかけま
すということになりますよね。極端かもしれませんが、全員とは言わないかも
しれないけど。例えば住所が不完全だったらその界隈の人はチェックかけな
いとだめですよ。間違いはないかどうか。

【新井田主任】はい。

【矢吹副会長】という意味では学校と全然関わらない人の情報も見ますと。そういうこ
とですよ。

【新井田主任】はい。

【矢吹副会長】頭に記憶するかは問題にしています。メモするかどうか問題にして
いませんけども、見ますよね。見なきゃ今言った仕事なんてできませんか
らね。ということですが、そうすると今度学校から来る情報が不完全な人
というのが全員のうちどれくらいあるのですかね。

【向田会長】前回もそうでしたけど、児童生徒の名簿に統一的なフォーマットがないの
ですね。先生ごとに違うと言っていましたよね。まずそのところを改善す
ればかなり精度の高いものが得られるのではないですか。

【百井部長】基本的に学齢簿については整備していくのですが、最初出されたものから
補正されていくというのが現実的にあると思います。さきほど言った条丁目
からアパート名まで、何番地と書くところをただ数字を書くというのはごく
一般的に見られます。ですからそういう意味で補正されていくのですが、あ
くまでも給食の申し込み先は学校ではなくて給食センターです。ですから学

校の情報が間違っているか否かということは置いておいても、給食センターと教育委員会が親から来た情報を正確に把握しなければならないということがあります。だからといって学校が間違っただけとは言っていない。ですから給食センターがいただいた、学校を経由しますが、本来給食センターが申込書をいただいて、その内容を確認すべきで徴収をするということが原則ですから給食センターにおいて正しい情報をしっかり把握すべきというのが大原則だと思います。ただ矢吹先生がおっしゃるように、見えてしまう情報をどうするかという部分については、言い訳にしかありませんが経費の問題、システム上の経費の問題と人が扱うセキュリティとのバランスになってくると思うのですが、全体にこの業務をやるときにこれを隠してこの段階ではこれを隠してとなるとかなり作業的には複雑になるというふうに考えていまして、まだそういったシステムをどれだけの経費をかけてと見積もりは取っておりませんが相当混雑するだろうということは予測されるものですから、いま提案させていただいています。

もうひとつ現年分は 100、200 件なのですが、過年度分についても随時徴収を行っており、現実非常に苦戦しております。やっぱり現年度分でしっかりいただくものはいただいております。年を越してやると難しいことはありますけど、ただそこは捨てておりません。過年度分についても数百件以上の対象者に対して同様のことをやっていますので、そこで必要になってくると。それが先ほど郵送してですね、返信があったものはですね、数が少ないということなのですが、届いていてもそこにいるかどうかということが、必ずしも 100%イコールではございません。届いていても、何件か訪問するのですが会えなくて、本当にそこにその人がいるのか、または親と子供が別居しているものなのかということが、数は少ないです、ですが必ずしも届いたからといって所在しているかというのが確認できない場合もあるということもわれわれも承知しております。大きいところは過年度分についての移動が多いというのは想像していただけたと思います。

【矢吹副会長】いまの話聞いたら、そもそも学校給食申込書というのが来るのですね。給食センターに。

【新井田主任】はい各学校を経由してセンターに届きます。

【矢吹副会長】経由してと言っても学校給食申込書のフォーマットはきちんと給食センターがおつくりになるのですよね。これをきちんと書かせるということで、表示方法、アパート名まで書けとか、あるいは住居表示で書けとか、いや地番で書けとか、それを言わずに書かせる。どこでもクレジットカードの申し込みだろうといまの時代郵送等でやっていますが、みんなその作業をやっています。一日に何千件、何万件来るからできませんなんて言いません。それじゃあ商売になりませんから。それに決してオンライン結合なんてして

いません。それできちんとやっています。ですからまず申込書をきちんと作らせる、そして戻ってきてどれだけ不正確なものがあるかということですね。不正確なものは戻してきちんと書いていただくということで、出だしの適正な賦課という部分はいいののではないかと。それから払わなくなったといっても、郵送して届いていれば、一応そこにいるのでしょうから、それはもう取立てに行くしかないということでしょう。

ま、取立てに行ったら取れるか取れないかは別です。いつまでも過年度分を本当に取れない状況の人の分まで残しておくかどうかという議論もあると思います。

次に郵便が戻ってきたものについてどうするかという問題で、それだけだったら仮に年間10件戻ってくるのなら、10件公用で住民票にとって充分対処できるのではないですか。それほど膨大な事務量、時間がかかるとも思えません。

過去の分についても、同じことですが石狩市から出てって、その先からまたどっかへ行ったと言っても、その先からどこかへ行ったものについてはオンライン結合では分かりませんから、これは新規住民票を転出先の市町村からまたつぎの転出先へどこへ行ったかというのは住民票を取って行かないとならないわけですから。

過年度はよく転居していますといっても、それが今回のオンライン結合と直接結びつく話でもないでしょうというふうに考えます。

【斯波委員】そもそもの2-9のフローを見て、何が手薄かということと人手が足りないというのは大体分かりました。ほとんど兼務でやって、人出が足りないから確かに事務効率化とか迅速化するにはこういうのできちんと確認できるシステムというのが必要なのですよというのは分かりました。

ですからそれはいいのだろうとは思いますが、ただこのフローを見る限り、矢吹先生が言ったように学校給食の申込書自体が2-7の学校給食法の中で、これは石狩市の学校給食法というのがあるのですか。

【新井田主任】要領はあります。

【斯波委員】要領はあるのですね。でしたらその要領の中に学校給食申込書というのが様式化されているのですよね。

【新井田主任】はい。

【斯波委員】ですよね。それは最初に貰ってそれで終わりですか。むしろそこ。ここのマターじゃありませんか。そこのところと学校から出してもらう名簿、そこらへんのところがものすごい手薄ですよ。結果として人数の少ない職員が大変苦労しているというように僕は読み取れるのですが。そうするとそこを手当てする必要性があるのではないかというのもありますし、オンライン化しても結果的に保護者に給食費を提供してもらわなきゃいけない。それは担

当者が行って説得をして、話をしない限りはいくらオンラインで結び付けても意味はないと言う感じに思うのですがどうでしょう。

【新井田主任】再度の説明で恐縮ですけども、滞納については本籍地なしでの表示も選択できるのでそれを選択させていただいた上で、業務に限って事務を進めさせていただきます。

【斯波委員】それは分かりました。それでセキュリティマニュアルを作ったりしているんですけども、でも最終的には滞納している保護者のところに面接なり何なり接触をして、そして滞納分を納めていただくという、その手続きをしない限りはいくらここでセキュリティのマニュアルを作ろうがオンライン結合しようが意味がないですよ、滞納を圧縮するという意味では。

【成田センター長】滞納者に会う努力はしています、なかなか難しいケースもあるのですが、それは努力しています。

【斯波委員】いまこのマニュアルをつけることによって、こういった具合に滞納が圧縮されることになるのですか。

【成田センター長】それはやっぱり住民登録のいち早い把握になってしまうのですけども。

【斯波委員】正確な住所確認するという。でもやっぱり相手に接触しなければいけないですよ。それをもって。だからそこだと思えるのですよ。そうしないと滞納圧縮できませんよね。そうではないでしょうか。

【成田センター長】限られた頭数の中で。

【斯波委員】ええ。それは充分お話の中で理解はできるかなと思います。

【矢吹副会長】住所を把握できないのは10件でしたよね。10件だったら市の庁舎に来て公用請求でとって時間がかかるといっても、どれだけいち早い把握に影響するのだろうかと思うのですよ。1分1秒を争う仕事ではないですからね。早くやれと言っても1分1秒を争う仕事ではない。いまここにいたのが1秒後に逃げているぞという現行犯の話しているわけではないのですから、本当にオンラインで取るのと公用請求してとるのとどれだけ差があるのですかということです。

【向田会長】時間も経たったところですが、大分論点が明らかになってきたのですが、どのようにしましょうか。継続にしますか、4月にもう一度。大分、今日の話聞いて論点が明らかになってきた気がします。どうしても今日、結論を出せというのなら、やはり難しいということになります、もう少し時間置いてもう一回やるということであれば、3月は無理ですので4月ということでしょうか。

【佐々木部長】こちらのほうからの説明がまだ充分にできているとも思えませんので、申し訳ないのですが、もう一度お願いしたいと思います。それでその中でこちらのほうから今日いただいたような疑問に対して、どれくらいきちっとし

た説明ができるかですね。

【向田会長】大分分かってきました。

【佐々木部長】もう一度チャレンジさせてください。申し訳ないです。

【村上委員】先ほども聞いたのですが、石狩市の行政の中でオンライン結合についていくつかここで審議して、結合を認めるというふうになった部分があるのですが、それの一覧など見させていただけるといいなというふうには思います。

先ほどおっしゃったようにみんながやっているのに、どうしてうちは駄目だみたいな言い方になってくるとやっぱりまずいのと、やっぱり情報保護の観点から言えば、駄目なものは駄目、必要なものは必要という部分を私どもも改めて認識しなければというふうに思うので。

【佐々木部長】住民基本台帳の情報というのが以前の定額給付金でしたか、その給付のために全部使って構わないと言うのが総務省から1回出ました。それでかなりハードルが下がったというイメージが我々にはありました。そういうような中で本当に必要な情報しか流していないかという点と必ずしもそうではないのかもしれないということもあるものですから、いま村上委員がおっしゃったようなことも含めて、もう少し他のところでどのような使われ方をしているのかということも含めて調べてみたいと思います。

【村上委員】そうですね、それとこのマニュアルも前に出ていたかと思うのですが、今回のようにきちんとやろうと思えば、こういうふうにはマニュアルを作ってそれでよろしくという流れになるのか、それともきちっとしたものであれば何とかなるというふうになるのか、そのあたりもすごく気になったところです。

【向田会長】それではこの件につきましては、継続審議ということでもう一度4月に入ってからやりたいと思います。

それではこれもちまして、今日の審査会終わりますので、また来月よろしく申し上げます。

議事録確定 平成27年4月11日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印

※HAR P（ハープ）：北海道電子自治体共同運営協議会が運営する北海道電子自治体プラットフォーム（Harmonized Applications Relational Platform）のこと。